

個人型確定拠出年金の普及と法改正後の諸問題 —低金利時代の資産設計のあり方を中心に—

Problems between the spread of Personal defined contribution pension plan and the law revision
— Mainly on the way of the asset design in the low interest era —

朝日大学大学院経営学研究科 講師 壁谷順之

Graduate School of Business Administration, Asahi University, Lecture Kabeya, Nobuyuki

概要：近年、個人型確定拠出年金の動向が注目されている。これは、2001年に登場した同制度が2017年1月から大幅な制度改正となったことを受けての現象である。また、昨今の低金利状況を鑑みて、世間では老後の資産設計や運用のあり方を見つめ直すチャンスと期待が高まっている。しかしながら、同制度の個人型は法改正前までは加入状況が低推移であった。そこで、本稿では個人型の普及について現状と課題を整理し、さらには法改正後の影響についてまとめていく。

Abstract : In late years, the trend of Personal defined contribution pension plan attracts attention. This is the phenomenon that the system that came up in 2001 largely from January, 2017 became the system revision. In addition, in view of the low interest situation of these days, a chance and expectation to reflect the way of the asset design and use of the old age increase in the world. However, as for the personal model of the system, the participation situation was a low change until the law revision. Therefore, I arrange the present conditions and a problem about the spread of personal models in this report and, besides, gather it up about influence after the law revision.

1. はじめに

2016年5月24日、DC制度（確定拠出企業年金制度：Defined Contribution Pension Planの略称、以下同様）に関する法律が改正（同年6月4日公布）された。これにより、DC導入当初からの長年の課題であった加入者の範囲が大きく拡大されることになった。すなわち、これまでDCに加入することができなかった人たちが新たに加入できるなど、ほぼ全ての人たちがDCに投資することができることを意味しているのである。政府（厚生労働省）および国民年金基金連合会は、本改正後の新しい確定拠出年金のことを「iDeCo（イデコ）」と名付け、世間に広く呼

びかけている。

この画期的な法改正の一方で、2016年2月から開始された日銀のマイナス金利政策による一連の動きによって、国内の金融資産運用を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした低金利環境の下で、私たちは老後生活設計（リタイアメント・プランニング）をどのように検討していく必要があるのかという点が本稿の問題意識である。そこで、本稿ではDC法改正を機に、個人の資産運用の現状と課題を整理していく。

2. DC制度の仕組みと法改正の概要

本法改正の内容をみていく前に、DC制度そのものについて簡単に仕組みを整理する必

要がある。我が国の年金制度は、公的年金と私的年金に大別される（図1）。公的年金は1階建て部分に相当する国民年金と2階建て部分に相当する厚生年金によって構成される。私的年金は公的年金以外の制度で、DC制度の他に厚生年金基金など数種類が存在する。

DC制度は、2001年6月に成立したDC法によって同年10月から施行・開始した。法制定当時、企業と従業員の雇用のあり方は従来の終身雇用形態が不安定となり、企業年金を取り巻く運用環境も退職給付会計の導入などによって急速に変化し続けていた。こうした状況の中、退職給付制度に関する諸法令の大幅な見直しが行われた。まず、企業年金制度を長い間支えてきた適格退職年金制度（適年）は、2002年4月以降の新規設立が認められなくなり、2012年3月末での廃止が決定した。さらに、2001年10月にDC制度、2002年4月にDB制度（確定給付企業年金制度：Defined Benefit Pension Planの略称、以下同様）が新たに登場することになったの

である。

本件法改正までの間には、2012年1月の法改正（従業員によるマッチング拠出が開始）などが実施されている。そして、DC制度導入から15年目の節目となる2016年に、大改正を迎えることとなったのである。本法改正の主な内容は、2017年1月から個人型DCの加入者資格の拡大の他、脱退一時金受け取り要件の厳格化、2018年1月から掛金拠出の年単位化などが挙げられる。従来のDC制度では、制度に加入できる者が制限されているなどの問題点が以前から指摘されていた。そもそも、DC制度は公的年金を補完する役割を担っているため、国民年金の第1号被保険者（自営業者など）を中心とした制度設計になっている。しかしながら、それら以外の会社員などは、厚生年金制度が存在する関係で、DC制度に加入できても少額の月々の掛金しか拠出できないのが通例であった。さらに、公務員や国民年金の第3号被保険者（専業主婦など）はそもそもDC制度に加入でき

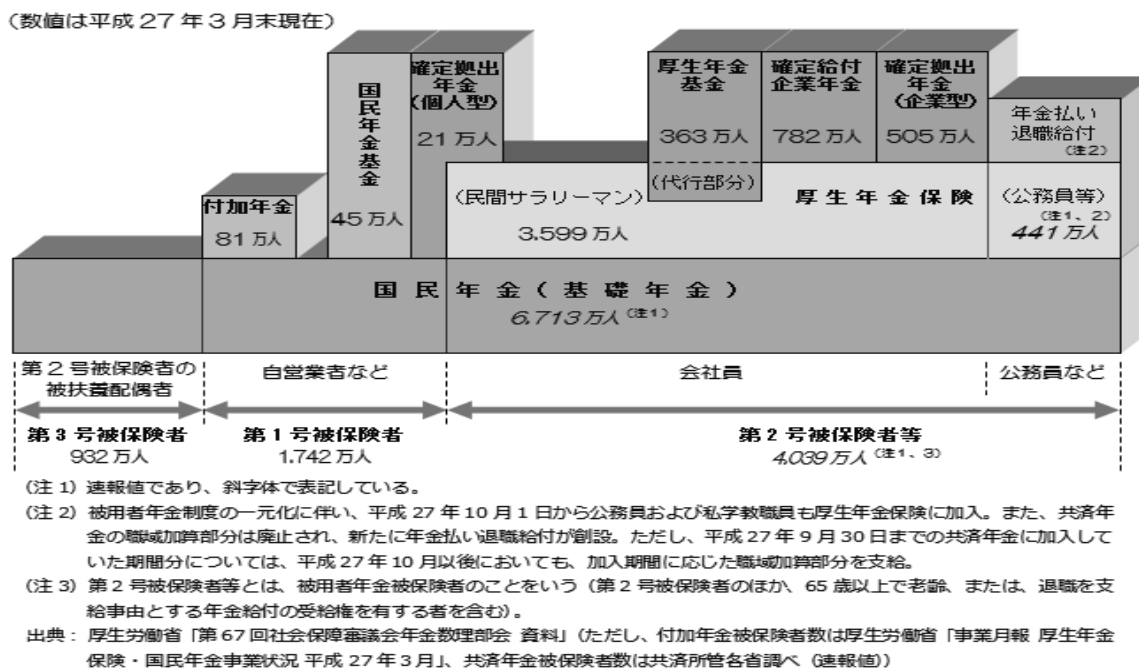


図1. 年金制度の体系

（出所）企業年金連合会ホームページから引用（ダウンロード）。

ないといった制約もあり、対象者拡大の要望を受けて本件法改正となった経緯がある。その結果、毎月の拠出できる金額に相違はあるものの、どの職業・立場に関わらずほぼ全ての人が加入することができるようになり、今後加入者数が大きく増加することが予測されている。

近年のDC制度の加入者数の推移について、企業型（図2）と個人型（図3）に分けてみていく。どちらも発足時より順調な右肩上がりを継続している。ただし、加入者数の単位が大きく異なっており、企業型は直近（2016年3月末時点）で約548万人に対し個人型は約25万人にとどまっている。

また、個人型DCに加入している人たちの内訳（男女別、加入者別）については図4に示すとおりである。まず性別は男女比7:3で圧倒的に男性が多い。次に国民年金の被保険者別では1号（自営業者等）と2号（会社員等）の比率は3:7で圧倒的に2号が多いことが分かる¹。企業年金に加入しない1号

が少ない実情が伺える。

3. DC制度のメリット・デメリット

今やDC制度は、誰でも加入できるようになったおかげで、これまで縁がなかった人たちにとってもその魅力を知って投資できる身近な資産運用の選択肢の1つとなった。そこで、DC制度のメリット・デメリットをいくつか整理していく。

メリットについては、第1に税制優遇が多岐に渡ることである。これはいわゆる節税効果とも呼ばれ、制度発足時からアピールされてきている。これまで、税関連の知識を活用してDC制度を利用する人たちは多く存在すると思われる。なぜなら、DC制度は加入時、運用時、受取時の3段階全てにおいて税制優遇措置が規定されており、政府による制度的な支援体制が整っているからである。第2のメリットは、将来の年金受取額を増やせる制度ということである。公的年金の補完的役割があるため、自分たちが年金を受け取る頃に

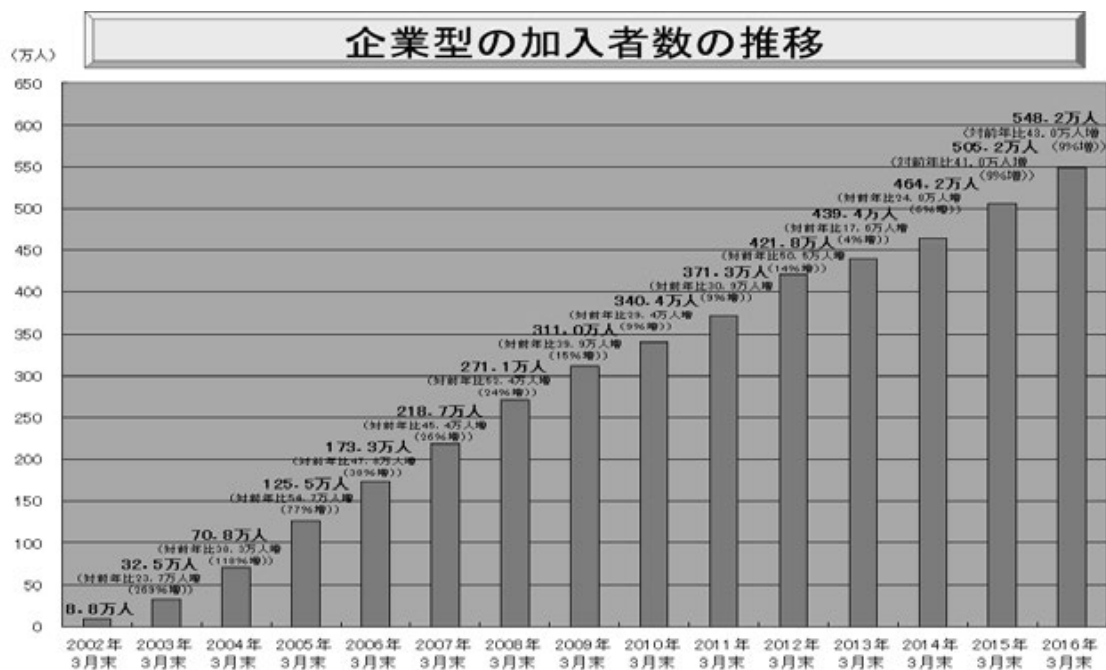


図2. 確定拠出年金加入者数の推移（企業型）

（出所）厚生労働省ホームページから引用（ダウンロード）。

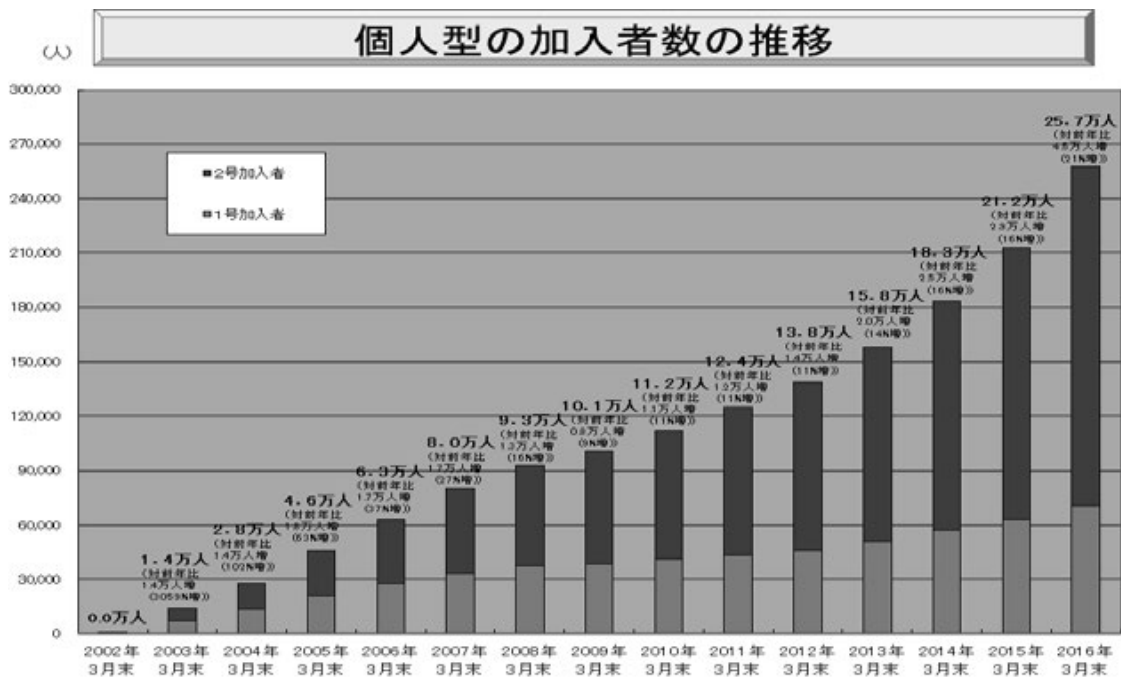


図3. 確定拠出年金加入者数の推移 (個人型)

(出所) 厚生労働省ホームページから引用 (ダウンロード)。

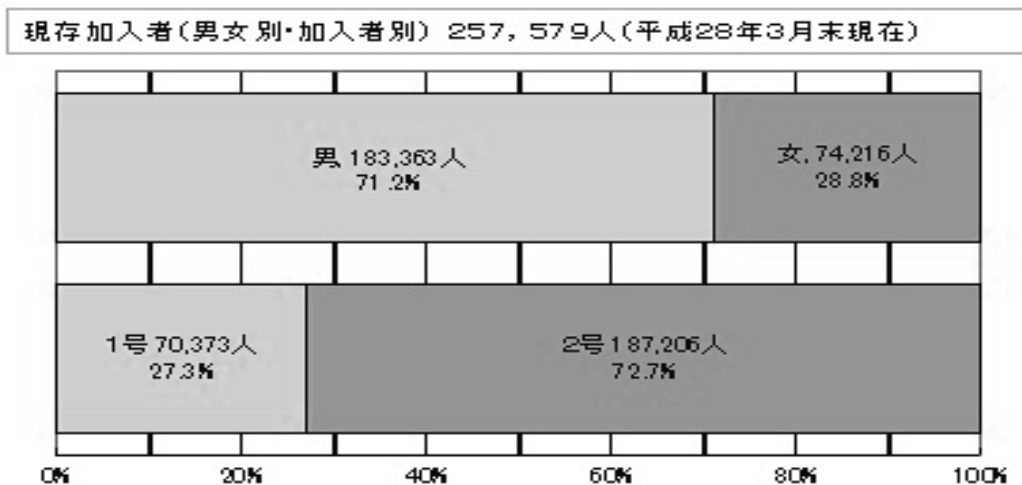


図4. 個人型確定拠出年金加入者の内訳

(出所) 国民年金基金連合会ホームページから引用 (ダウンロード)。

今よりも少なくなったとしても、ある程度はカバーすることが可能と考えられている。特に、自営業者などの第1号被保険者は、国民年金のみでは老後生活資金が不足すると懸念されるため、DC制度を大いに活用していると考えられる。第3のメリットは、公的年金の支給開始年齢 (一般的には原則65歳) と

会社退職時 (60歳を想定) の空白期間を穴埋めする役割についてである。企業の雇用は次第に65歳にシフトしてきているものの、生活の持続と金銭面のつながりにおいてDC制度は貴重な橋渡しをすることになる。

一方で、DC制度にはいくつかのデメリットが存在する。第1に、加入者は年金資産の

運用を自分たちで実施しなければならないことである。将来自分の受け取る金額を自分でコントロールする仕組みで、もしも運用指図を誤れば金額が大きく減少することも考えられるため、自己責任の役割が強いのも DC 制度の特徴の1つである。第2のデメリットは、加入者は一旦始めたら途中で止めることができない点である。もちろん、毎月の掛金を引き落とし銀行口座の残高を調整することで投資を制御するなどの方法はあるものの、基本的には中止することができないため、加入する時は長期的な投資戦略を持つ必要がある。第3のデメリットは、投資教育に関する制約である。これは企業型 DC の特徴で、勤務先において講習を受けるなどの定期的な勉強会参加を意味している。DC をはじめとする金融関連の基本的な知識や経済学的な応用知識など幅広く知る必要があるため、興味や関心のない人たちにとっては労力が大変なものとなる。

4. 個人型 DC の普及に関する課題

個人型 DC の加入者数の推移は、企業型 DC と比較しても桁が異なるほどに間隔が開いている。このような実情から、今般の個人型 DC 制度の法改正に至る中で、同制度がなぜ普及しなかったのかを整理する。

そもそも、DC 制度に対する要望や問題点については、これまでも公的・民間を問わず様々な調査が実施されてきている。例えば、NPO 法人確定拠出年金総合研究所のアンケート調査²では、DC 制度運営上の課題・悩みのトップに挙がっているのは「DC 制度に対する理解・関心が低い」(50.8%)であり、国民年金基金連合会が実施したアンケート調査³では、今後 DC 制度に期待する項目の上位に挙がっているのは「手続きの簡素化」などである。つまり、DC 制度の現状を鑑みると、制度そのものに対する複雑さや多様化が

大きな要因として考えられる。

また、山崎 (2016) は、もともと個人型 DC の加入対象者は多いものの、同制度の不十分な理解性や加入する際のハードルの高さなどを指摘している。前者については、同制度が税制優遇や受給権保護の体制などの色々な有利な側面を理解する人々が少ないことであり、後者については、同制度のしくみなどを教えてくれるはずの金融機関などの情報提供者が少ないことによる加入への障壁のことである。

一方で、大江 (2016) も、同様に世間における同制度の不十分な理解性を指摘しつつも、その責任の一翼を企業が背負っていると説明している。なぜなら、これまでの同制度の主要な加入対象者である民間企業の社員が適正に同制度を理解し、将来の資産設計などを検討していくことは企業にとっての受託者責任であると主張している⁴。

5. 考察：今後期待される効果と課題

DC 制度発足から十数年を経て、今般の法改正が果たして今後どのような影響を及ぼすのか。その効果 (メリット) や問題点を整理していく。

まず、メリットについては、第1に税制優遇の特典が挙げられる。これは、第3章にて述べたメリットと同じであるが、法改正前と比較してその金額幅が拡大するため、個人にとって大きな資産運用手段となる。低金利時代における運用環境は、多くの個人にとって金融知識の有無に関わらず厳しい状況となっている。自らの資金を大きく増加させることは難しくても、出費となる税金を減少させることで、結果として収支バランスを改善させることにつながるため、大いに活用することができるのである。第2のメリットは、低コスト面である。一般的に、投資信託で資産運用を検討すると、購入時の手数料や運用・

管理時の手数料（信託報酬）が取られる。一方、DCの主力運用ファンドは投資信託であるが、DCの場合はこれら手数料が優遇されている（購入手数料なし、信託報酬は安い）。このため、今般の法改正によって従来DCに加入できなかった人たち（公務員や専業主婦など）にとっては、新たに加入・運用していく際の徴収コストを低く抑えることができる。第3のメリットは、老後資金の保全面である。言うまでもなく、私たちの老後生活設計（リタイアメント・プランニング）は少子高齢化社会において重要な意味を持ち、私たちの自己責任の下に成り立っていると思われる。少しでも豊かな生活資金を準備するためには、多くの労働・貯蓄はもちろんのこと、それらを運用していくプランニングが大事である。政府は今般の法改正について、私たちにプランニングのメニューを追加してくれると推測し、月々の掛金拠出額を大幅にアップすることを可能にしてくれたとも考えられる。

しかしながら、今般の法改正によっても依然として課題は残るものと思われる。この点について、1つ1つ整理していくことにする。

山崎（2016）は、今般の法改正が国民の老後資産形成のあり方を変えると説明している。すなわち、私的な老後資産形成の努力を国が本格的に政策支援してきたことを指摘し、広く国民がその趣旨を理解して投資への前向きな一歩を同氏は主張している。

大江（2016）は、従来型の同制度から法改正を実施するにあたって、企業の従業員から勤務先に対する訴訟リスクを指摘している。これは、DC制度の福利厚生としての観点から、従業員サイドでは将来の厚生年金支給額や残業代の金額算定などへの影響が出てくることへの懸念である。結果として、従業員にとってはDCに加入したことでかえって従来よりも将来設計が難しくなってしまうなどの

弊害が生じ、その説明責任を求めて訴訟に発展する可能性を同氏は指摘しているのである。

また、生命保険との関連で、私的年金の普及には中低所得者の加入をどうするかという指摘も見られる（日経新聞記事など）。本来、生保各社の個人年金保険は公的年金だけでは不安を感じる顧客層が上乗せで契約すると思われる。個人型DCについても同様に、比較的小金に余裕のある人かそうでない人なのかといった階層の相違によって、いくら加入者範囲が拡大しても果たして実態は不透明なのである。

筆者はさらに次の2点を課題として指摘する。第1に、DC制度の加入に関する問題点である。DC制度は一度加入すると途中でやめることができない点がこれまでも知られている。この点は、今般の法改正によっても引き続き変更することなく維持されている。せつかくDC制度に入っても、資金面などの何らかの諸事情によって掛金納付を続行することが困難な場合、一時休止あるいは脱退といった代替措置が必要であると考ええる。もっとも、掛金引落とし銀行口座の残高をゼロにしておくことで、毎月の振替が不能となるため、結果的には一時中止と同様の効果になることが知られている。しかしながら、DC制度は私的年金であり、加入者の任意制度である以上、自由な加入・脱退を認めていく方が柔軟な制度として望ましいと考えている。

第2に、DC制度に加入しようとする者が自ら知識向上に努めていく必要がある点である。例えば、銀行などの金融機関を通じて加入を検討する際、金融機関によって手数料が異なるといった顧客争奪が進展していく。そのため、加入者本人が自ら金融機関を選別するための目を養う必要があり、当然ながら情報収集や勉強などの自助努力、あるいはFP（ファイナンシャル・プランナー）や社労士

など関連する専門家への相談といった積極的な行動が求められる。また、DC制度は自己責任による投資・運用を本質としているため、今後さらに加入者本人に対する決断力が将来設計に欠かせないと考えている。

6. おわりに

本稿で取り上げた内容は、近年の低金利時代に画期的な運用手段であるDC制度への期待と高まりについて、メリットと課題を両面から指摘している。DC制度発足から十数年を経て、これまでなぜ個人型DCが企業型と共に飛躍しなかったのか、さらには今般の法改正を受けて今後どのように検討していくべきなのかを明らかにすることが本稿の問題意識である。

政府は、これまで各界や関係団体から広く要望のあった加入者制限や掛金限度額の見直しについて、ついに重い腰を上げて法改正を実現させた。その意味として、次の2点を整理したい。第1に、加速化する少子高齢化社会への対応として、国民一人一人に自らの老後生活設計を組み立てる必要性を求めている点である。政府は毎年右肩上がりの社会保障費への負担を抑制するべく、DC制度の加入要件を緩和させて、多くの国民が気軽に加入（投資）することを可能にした。言うまでもなく、DCの運用成果は自己責任であることから、私たち自身の将来設計への強いシグナルを鳴らしていると考えられるのである。第2に、DC制度を含めた金融資産投資への推奨の点である。既に導入開始された少額投資非課税制度（NISA）は社会的な認知度も大きく高まって、制度利用者数も好調に推移している。このように、NISAとDC制度が比較的同時期に世間で注目されているのは、政府が多くの国民に金融資産投資を促していると考えられる。すなわち、低金利時代に自己資金を家に保管しておくのではなく、前向き

に株式や投資信託への興味を持つような枠組みを整備したと思われるのである。こうした枠組みを活用しない手段はなく、積極的に利用して資産運用に挑戦して欲しいとの思惑が感じられる。

最後に、本稿のまとめとして資産運用の注意点を整理しておきたい。まず、私たち自身が資産運用に関する大切な知識・経験を積み上げる必要性である。次に、これらの金融資産を取り扱う金融機関や専門家を活用する点である。多くの場合、銀行・信用金庫などの窓口で商品プランや説明を受けると思われる。私たちは専門知識・経験を高めると共に、これらの窓口を自ら選別して有効利用していくことが求められる。また必要に応じて税理士やFPなどの関連専門家を活用して、豊かな老後生活設計を検討していくべきであると考えられる。そのためにも、今般の法改正を受けてDC制度が大きく飛躍していく姿を見守っていききたい。

注

- *1 国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）はDC制度に加入できないため含まれていない。
- *2 当該アンケートは、2015年10月に実施。
- *3 当該アンケートは、2012年10月から2013年3月までの間、新規加入者や運用指図者となった者を対象に実施（全体の回収率は3.6%）。
- *4 大江氏は、企業型DC・個人型DCの両方を含めてDC制度の問題点として指摘しつつ、先発国である米国での受託者責任に触れながら説明している。

引用・参考文献

- [1] 大江英樹「FPが知っておくべき確定拠出年金－法改正を踏まえた対応－」日本FP学会 第37回パーソナルファイナンス研究

- 会配布資料、2016年.
- [2] 企業年金連合会ホームページ
<https://www.pfa.or.jp/> (2017年3月現在).
- [3] 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/> (2017年3月現在).
- [4] 国民年金基金連合会ホームページ
<http://www.npfa.or.jp/401K/> (2017年3月現在).
- [5] 日本経済新聞記事 (平成28年6月26日付朝刊).
- [6] 特定非営利活動法人 確定拠出年金総合研究所 (DC総研) ホームページ
<http://www.dcri.or.jp/> (2017年3月現在).
- [7] 山崎俊輔「確定拠出年金改正法とその影響 - 老後資産形成に及ぼす影響を中心に -」日本FP学会 第17回大会梗概集、pp.121-131、2016年.